

## 高齢者憩いの場 活動費の使途基準

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

項目	対象	
① 施設利用料	公民館等使用料 (電気・ガス・水道・灯油 など)	
② 消耗品・材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記用具</li> <li>・コピー代</li> <li>・飲み物</li> <li>・アルコール消毒</li> <li>・材料費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲーム材料</li> <li>・折り紙</li> <li>・料理教室材料費</li> <li>・マスク</li> <li>など</li> </ul>
③ 講師料	・謝礼	・交通費
④ 保険	ボランティア保険等	
⑤ 備品等 ※ 備品は5,000円以上になる場合はご相談ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血压計</li> <li>・スプーン</li> <li>・鍋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体温計</li> <li>・フォーク</li> <li>・トレイ</li> </ul>
⑥ お菓子代	活動費20,000円	5,000円 まで
	活動費10,000円	2,500円 まで

※ 上記表に当てはまらないものについては、ご相談ください。

### 【対象とならないもの】

- ・ 外出時の交通費、ガソリン代、入場料、食費
- ・ できあいの弁当
- ・ 高額な電化製品（購入を検討されている方はご相談ください）